商品概要説明書

ＪＡ教育ローン（証書型）

（2023 年 10 月 1 日現在）

商品名	ＪＡ教育ローン（証書型）
ご利用いただける方	○当ＪＡの組合員の方。 ※現在、組合員でない方でも、ＪＡ所定の出資金をご出資いただくことで、組合員となることができます。 ○お借入時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満71歳未満の方。 ○前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○原則として、勤続（または営業）年数が１年以上の方。 ○教育施設（修業年限が６か月以上（外国の教育施設は３か月以上）で、中学校卒業以上の者を対象とする次の教育施設とします。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 ａ　大学、大学院（法科大学院など専門職大学院を含む）、短期大学 ｂ　専修学校、各種学校（予備校、デザイン学校など） ｃ　高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部 ｄ　その他職業能力開発校などの教育施設 ○当ＪＡ指定の保証機関（長野県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金（借入申込日から２か月前までにお支払済みの資金を含む。）とし、資金使途の確認可能なものとします。 （例） ①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費 ②アパートの家賃等 ※授業料、学費、アパート家賃および交通費等については、１年分をお借入限度とします。 ○現在、他金融機関から借入中の教育資金の借換資金
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、１万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○原則として据置期間を含め最長 15 年（在学期間＋９年）以内とします。 ○据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日の６か月後までの範囲内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中の教育資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の教育資金の残存期間内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入後の利率は、４月１日および 10 月１日の基準金利（当ＪＡの定める

<table>
<tr><td></td><td>短期プライムレート）により年２回見直しを行い、６月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。
【固定金利型】
お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
○利率は店頭に掲示します。詳細は、当ＪＡ融資窓口へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年２回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え特定月に増額して返済する方式）のいずれかをご選択いただけます。
ただし、特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、１万円単位となります。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>○不要です。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>○当ＪＡが指定する保証機関（長野県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</td></tr>
<tr><td>保証料</td><td>○一括払い・利息方式のいずれかよりご選択いただけます。
①一括払い
ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。
お借入金額、お借入期間等により保証料は異なります。
例）【お借入額 200 万円　元利均等返済の場合】
<table>
<tr><td>お借入期間</td><td>１年</td><td>５年</td><td>10 年</td><td>15 年</td></tr>
<tr><td>保証料（円）</td><td>3,919</td><td>18,438</td><td>36,864</td><td>55,577</td></tr>
</table>
②利息方式
保証料はお客様から当ＪＡにお支払いいただく利息の中からＪＡが保証機関へ支払います。</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（保険）</td><td>○ご希望により当ＪＡ所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。
なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。
<table>
<tr><td>団体信用生命共済（保険）名</td><td>加算利率</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>ＪＡ所定利率</td></tr>
<tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>ＪＡ所定利率</td></tr>
<tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>ＪＡ所定利率</td></tr>
<tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険</td><td>ＪＡ所定利率</td></tr>
<tr><td>団体信用生命保険（ワイド）</td><td>ＪＡ所定利率</td></tr>
</table>
※詳しくは当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>９大疾病補償保険</td><td>○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「９大疾病補償保険」にご加入いただけます。
ご利用にあたっては借入利率にＪＡ所定の利率が加算されます。
※詳しくは当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。</td></tr>
</table>

手数料	○お借入に際しては、当ＪＡ所定の手数料が必要となります。 また、ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合やご返済条件を変更される場合などにつきましても、当ＪＡ所定の手数料が必要となります。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または当ＪＡ担当部署(注)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 （注）担当部署…当ＪＡの窓口にお尋ねください。 また、ＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。当ＪＡ担当部署(注)またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 （注）：担当部署…当ＪＡの窓口にお尋ねください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会　紛争解決センター　（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会　仲裁センター　（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会　仲裁センター　（電話：03-3581-2249） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

長野県ＪＡバンク